

東大和市マンション管理適正化推進計画

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号。以下「法」という。）第 3 条の 2 第 1 項に基づき、マンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針（令和 3 年国土交通省告示第 1286 号）のもと、東大和市マンション管理適正化推進計画を以下のとおり定める。

1 マンションの管理の適正化に関する目標

平成 30 年時点の東大和市のマンションの戸数は約 7,100 戸、そのうち築 40 年以上のマンションは約 900 戸ある。10 年後には約 1,800 戸になると推計されており、急増する高経年マンションの管理不全に対応するため、管理組合によるマンションの自主的かつ適切な維持管理を推進する。

2 マンションの管理の状況を把握するために東大和市が講ずる措置に関する事項

登記等に基づき、所在や戸数等の基本情報の収集に努める。また、東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例（以下「都条例」という。）に基づき実施する管理状況届出制度について、今後も確実に運用し、マンションの管理状況の把握を進める。

3 マンションの管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項

法に基づき、管理計画の認定事務を実施する。なお、都条例等により把握した管理状況等を踏まえ、施策の充実を図ることについて検討する。

4 管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針（東大和市マンション管理適正化指針）に関する事項

東大和市マンション管理適正化指針は、国のマンション管理適正化指針とする。

5 マンションの管理の適正化に関する啓発および知識の普及に関する事項

国や東京都の相談体制や各種施策のほか、市の管理計画認定制度等について、市窓口や市報、市公式ホームページ等を通じて、普及・啓発を進める。

6 計画期間

令和 5 年度から令和 12 年度までとする。